

京都市小児慢性特定疾病医療費助成制度 更新申請のお知らせ

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、原則として有効期間が翌年3月31日までとなっており、4月以降も引き続き制度を利用される場合は、事前に更新申請が必要となります。

つきましては、以下を御確認いただき、必要書類を御用意のうえ、受付期間内に申請していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 更新申請の対象となる方

現在、小児慢性特定疾病医療費の助成を受けている方で、受給者証の有効期間が令和7年3月31日までとなっている方のうち、令和7年4月1日以降も引き続き医療費助成を希望される方が対象です。

なお、対象年齢は18歳未満（ただし、18歳に達する日に本制度の対象となっており、引き続き治療が必要であると認められた場合は、20歳未満）です。

2 受付期間

受付期間内に
申請してください！

令和6年12月6日（金）から令和7年2月6日（木）まで

【注意事項】

- ・ 病院での意見書作成が遅れる場合など、**必要書類が受付期間内に揃わない場合は、先に「支給認定申請書」を御提出いただき、後日、速やかに提出してください。**
- ・ 受付期間後も更新申請は可能ですが、受給者証の交付は4月以降になります。
- ・ 18歳以上の方は4月1日以降に新規申請の受付ができない場合がありますので、事前に御相談ください。

3 申請方法

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（以下「区役所等」といいます。）へ必要書類を揃えて提出してください（郵送による申請も可）。同封している「必要書類チェックシート」により、提出が必要な書類を確認していただき、申請時に必要書類と併せてチェックシートも提出してください。

4 自己負担上限月額について

小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限月額については、所得等に応じた階層区分ごとに定められています。

階層 区分	階層区分の基準		自己負担上限月額(患者負担割合:2割、外来+入院)		
			一般	重症(※)	人工呼吸器等装着者
I	生活保護		0		
II	市町村民税	低所得 I (~80万円)	1,250		500
III	非課税	低所得 I (80万円超~)	2,500		
IV	一般所得 I (市町村民税課税以上所得割額 7.1万円未満)		5,000	2,500	
V	一般所得 II (市町村民税所得割額 7.1万円以上 25.1万円未満)		10,000	5,000	
VI	上位所得 (市町村民税所得割額 25.1万円以上)		15,000	10,000	
入院時の食事療養費			1/2自己負担		

※次のいずれかに該当する者

- ①高額治療継続者（医療費総額が5万円/月を超えた月が年間6回以上ある場合）
- ②重症患者基準適合者

5 必要書類・手続きについて

別添「必要書類チェックシート」を御活用ください！

(1) 全員共通で提出（または持参）が必要な書類

必要書類	説明・留意事項
必要書類チェックシート	同封しています。 ・ 御自身で必要書類を確認し、記載したうえで提出してください。
小児慢性特定疾病医療意見書	・ 同一疾病で複数の指定医療機関を受診されている場合は、主となる指定医療機関の指定医が作成した意見書を提出してください。 ・ 複数の疾病で受診されている方は、疾病ごとに意見書が必要です。
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	同封しています。 ・ <u>別紙の記入例を参考に</u> 記入してください。
医療意見書の研究等への利用についての同意書	同封しています。 ・ 同意書の裏面も必ず御確認ください。
健康保険証の写し ※保険者から送付された「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」の写しも可能	健康保険証、資格確認書を提出の場合 ・ 被用者保険 の方は、 受診者分 です。 ・ 国民健康保険 の方は、 受診者分及び同一医療保険加入者全員分 です。 資格情報のお知らせを提出の場合 ・ 被用者保険 の方は、 受診者分及び被保険者の分 です。 ・ 国民健康保険 の方は、 受診者分及び同一医療保険加入者全員分 です。
小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	・ 現在お持ちの医療受給者証の写しを提出してください。
個人番号（マイナンバー）を確認できる書類 例：個人番号カード、通知カード	窓口での確認のみ（提出は不要です）※郵送の場合、写し等は不要 ・ 被用者保険の方は、受診者分と被保険者分です。 ・ 国民健康保険の方は、受診者分及び同一医療保険加入者全員分です。
申請者本人を確認できる書類（顔写真付き） 例：個人番号カード、運転免許証	窓口での確認のみ（提出は不要です）※郵送の場合、写し等は不要 ・ 窓口で申請者の本人確認をさせていただきます。代理人による申請の場合は、申請者からの委任状又は申請者本人の健康保険証が必要です。

(2) 該当する方のみ提出が必要な書類

対象	必要書類	説明・留意事項
自己負担上限月額の特例を受ける方	重症患者認定申告書	<p>認定中の方には申告書を同封しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症患者認定を受けられる方のみ、提出が必要です。表中の「症状の状態」及び「治療状況等の状態」を御確認いただき、該当箇所に○印を付けてください。 身体障害者手帳又は障害厚生年金証書をお持ちの方は、その写しを添付してください。
	人工呼吸器等装着者証明書	<p>認定中の方には申告書を同封しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工呼吸器等装着の方のみ、提出が必要です。 証明書は医師に記載していただく必要があります。
	特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 同一医療保険の世帯内に、指定難病や小児慢性特定疾病の患者がいる場合は、その方の受給者証の写しを提出してください。 支給認定に係る児童等が指定難病患者でもある場合（小慢と同一疾病を除く。）、その受給者証の写しを提出してください。
	自己負担上限額管理票（又は医療機関領収書）	<ul style="list-style-type: none"> 申請を行う日が属する月以前の12か月以内に、小児慢性特定疾病に係る医療費総額が5万円を超えた月が6回以上ある場合、自己負担上限月額が重症の方と同額になりますので、それが確認できる管理票を提出してください。併せて、重症患者認定申告書の提出も必要です。 市町村民税課税世帯の方のみ対象となります。
<p>※新たに申告を希望される等で重症患者認定申告書が必要な方は、御自身で京都市情報館ホームページからダウンロードしていただくか、区役所等でお渡ししますので窓口で御記入ください。</p>		
市町村民税非課税世帯の方	年金・手当等の給付に係る証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 市町村民税非課税世帯の方で、障害（又は遺族）基礎年金、障害（又は遺族）厚生年金、障害（又は遺族）共済年金等の公的年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等の給付を受けている方は、収入額が分かる証明書類の写しの提出が必要です。
	<p>【注意】市町村民税非課税世帯で、かつ、令和5年分の所得が未申告の方へ 被用者保険の被保険者又は国民健康保険の同一医療保険加入者全員（中学生以下を除く。）について、所得等がなく所得未申告の場合は、必ず更新申請前に京都市市税事務所市民税室にて申告の手続きを行ってください。 審査において、未申告のため所得確認ができない場合、申告のうえ課税証明書等を提出していただくことがあります。</p>	

※ 令和6年1月1日時点で国内に住民票がなく、令和5年分の市町村民税課税情報が不明の方は、階層区分の判定ができないことがあるため、申立書（市民税所得割額 251,000 円以上の階層で認定されることを了承していただくもの）又は日本円で令和5年分の収入が分かる書類の提出が必要になる場合があります。

(3) 該当する方のみ必要な手続

次に該当する方は、**更新申請の前に手続が必要**です。

申請の際には、5(1)に記載の「個人番号を確認できる書類」及び「申請者本人を確認できる書類」を持参してください。

変更内容	必要書類	説明・留意事項
住所・氏名の変更	<input type="radio"/> 記載事項変更届 <input type="radio"/> 受給者証	<ul style="list-style-type: none"> 申請書又は変更届を記入し、受給者証を持参のうえ、お住まいの地域の区役所等へ申請してください。
保険の変更 ・国保⇄国保以外の変更 ・被保険者が変更 ・加入員に変更がある 国保から国保への変更 ・生活保護の開始、廃止	<input type="radio"/> 支給認定申請書 <input type="radio"/> 保険者照会用同意書 <input type="radio"/> 受給者証 <input type="radio"/> 健康保険証の写し <input type="radio"/> 市町村民税課税証明書等	<ul style="list-style-type: none"> 申請書及び同意書を記入し、受給者証と健康保険証の写しを持参のうえ、お住まいの地域の区役所等へ申請してください。 課税証明書は、被用者保険の非課税世帯の方及び国民健康保険組合の方のみ必要です。
保険の変更<上限変更なし> ・被保険者に変更がない 国保以外から国保以外への変更 ・被保険者番号・記号のみの変更	<input type="radio"/> 記載事項変更届 <input type="radio"/> 受給者証 <input type="radio"/> 健康保険証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 変更届を記入し、受給者証と健康保険証の写しを持参のうえ、お住まいの地域の区役所等へ申請してください。

申請書等については、必要に応じて京都市情報館ホームページから印刷してください。<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000177360.html>



6 更新後の受給者証の送付について

支給認定された更新後の受給者証については、令和7年3月下旬にお送りします。ただし、審査に時間を要する場合や受付期間後の申請の場合は、4月以降の送付となります。

7 申請先・お問合せ先について

郵便番号	名称	申請窓口	
		担当	電話番号
603-8165	北区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室	子育て推進担当	432-1284
602-8511	上京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		441-5119
606-8511	左京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		702-1114
604-8588	中京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		812-2543
605-8511	東山区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		561-9350
607-8511	山科区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		592-3247
600-8588	下京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		371-7218
601-8441	南区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		681-3281
616-8511	右京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		861-1437
601-0292	右京区役所京北出張所		保健福祉第二担当
615-8083	西京区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室※	子育て推進担当	381-7665
610-1198	西京区役所洛西支所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		332-9195
612-8511	伏見区役所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		611-2391
612-0861	伏見区役所深草支所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		642-3564
601-1397	伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター子どもはぐくみ室		571-6392

※必要書類は、郵便番号と名称のみで送付可能です。